

令和3年度消防費歳出予算（案）の概要について

(単位：千円)

区分	令和3年度予算額	令和2年度予算額	比較
消 防 費	838,906	1,299,825	△ 460,919
01 常備消防費	738,768	919,998	△ 181,230
一般職人件費	666,260	670,005	△ 3,745
消防事務費	5,259	4,931	328
消防・救急活動費	39,120	31,242	7,878
職員研修費	4,616	5,549	△ 933
消防庁舎管理費	14,485	16,330	△ 1,845
消防庁舎等整備事業		153,317	△ 153,317
消防車両管理費	9,028	38,624	△ 29,596
02 非常備消防費	15,586	15,413	173
消防団員活動費	14,131	14,142	△ 11
消防団施設管理費	360	373	△ 13
消防団車両管理費	1,095	898	197
03 消防施設費	46,785	21,797	24,988
消火栓等維持管理費	846	846	0
消火栓等整備事業	10,751	10,785	△ 34
高規格救急自動車整備事業	35,188	10,166	25,022
04 水防費	705	705	0
05 災害対策費	37,062	341,912	△ 304,850
一般会計歳出合計	27,730,000	25,980,000	1,750,000
消防費の割合	3.03%	5.00%	△1.97%

(単位：千円)

31 年度	消防費合計の当初予算額	1,065,573	=	消防費の割合
	一般会計歳出合計の当初予算額	24,450,000		4.36%
30 年度	消防費合計の当初予算額	807,183	=	消防費の割合
	一般会計歳出合計の当初予算額	23,100,000		3.49%

主な増減理由等

01 常備消防費

- ・ 消防庁舎等整備事業 153,317,000円減額
令和2年度 塚越分署建設事業完了 当初予算額 153,317,000円
- ・ 消防車両管理費 29,596,000円減額
令和2年度 はしご2 オーバーホール 当初予算額 30,286,300円

03 消防施設費

- ・ 消防車両整備費 25,022,000円増額
令和2年度 指揮車整備費用 当初予算額 10,166,000円
令和3年度 救急車整備費用 当初予算額 35,188,000円

05 災害対策費

※（市役所）市民生活部 安全安心推進課の所管となります。

令和3年度主な消防歳出予算（案）について

1 常備消防費（消防・救急活動費）

事業概要		予算額（円）
・役務費	Net119 緊急情報システム （インターネット回線料、プロバイダ利用料）	200,640
・委託料	Net119 緊急通報システム導入委託料	2,608,980
・手数料及び賃借料	Net119 緊急通報システム使用料	1,320,000
・備品購入費	フルボディハーネス ×17	987,360
	空気ボンベ充填機	4,668,400

① Net119 緊急通報システム

火災や救急事案の発生時に聴覚・言語機能に障害がある方が携帯端末を使用し、音声によらない通報を可能とし、位置情報や要請内容が、消防本部につながるシステムを導入します。

② フルボディハーネス

法整備により、高さ 6.75m 以上での救助活動等（高所作業）を行う際には、墜落制止用器具をフルボディハーネス型と定められたため、救助隊員（12 名）及び緊急消防援助隊員（5 名）分を令和 4 年 1 月 1 日までに配備します。

（イメージ）



③ 空気ボンベ充填機

主に災害現場で使用する空気呼吸器の空気ボンベ充填に使用します。なお、これまでは外部へ委託（年 90 万円の予算計上）していましたが、当該充填機の導入により、災害現場が長期化した際も空気ボンベが不足することなく、安定供給が可能になります。

2 非常備消防費（消防団員活動費）

事業概要		予算額(円)
・備品購入費	胴付き長靴 ×24	369,600
〃	消防用ホース ×6	257,400

・胴付き長靴

大雨による浸水害の活動において、汚水による感染症、釘などの踏み抜き等による事故等の安全管理の観点から各分団に配備します。

(イメージ)



3 消防施設費（高規格救急自動車整備事業）

事業概要		予算額(円)
・備品購入費	救急車購入費	35,187,515

・高規格救急自動車の購入

ふるさとわらび応援基金寄附金（市民より 32,000,000 万円の寄付）を活用し、新たに救急車を購入します。

この度の購入は、現有する 3 台の救急車に 1 台を加え、蕨市消防本部として 4 台の救急車を運用することとなります。

「増車」とした理由ですが、近年における救急需要の増加傾向により、現在運用している 3 台の救急車が同時に出動する機会が増えているほか、点検整備や車両修繕時、また、新型コロナウイルス傷病者を搬送した後の長時間にわたる車内消毒など、救急車が運用停止となるケースが増えています。

さらに、近年多発する大規模災害に伴う緊急消防援助隊（消火隊 1 隊、救急隊 1 隊を登録）や県下応援協定に基づく出動があった場合、その期間中、1 台減での運用を強いられます。

4 台体制となることで、救急車を常に 3 台以上確保することが可能となり、また、多数の傷病者が発生する特殊な災害では、非常召集された職員により、4 台目の救急車としても出動が可能となります。

令和2年中の火災・救急の概要について

1 火災について

① 年別火災状況

年 別	火 災 件 数								焼損床面積 (㎡)	死 者	負 傷 者
	合 計	火 災 種 別					車 両	そ の 他			
		火 元 建 物									
		小 計	全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や					
令和2年	13	9	0	1	2	6	0	4	113.0	1	1
令和元年	15	11	0	0	4	6	1	3	165.0	1	0
前 年 比	-2	-2	0	1	-2	0	-1	1	-52.0	0	1

② 火災原因

年 別	たばこの不始末	コンロ	電灯・電話線等の配線	ストーブ	たき火	放火	放火の疑い	火遊び	その他	不明	合 計
令和2年	2	4	3	0	0	1	0	0	2	1	13
令和元年	3	2	1	0	0	2	1	0	2	4	15
前 年 比	-1	2	2	0	0	-1	-1	0	0	-3	-2

③ 地区別火災件数

年 別	錦町	北町	中央	南町	塚越	合計
令和2年	2	1	5	3	2	13
令和元年	3	5	3	1	3	15
前 年 比	-1	-4	2	2	-1	-2

2 救急について

令和2年中 救急統計

救急出動件数及び搬送人員

	出動件数	搬送人員
令和2年	3,642件	3,153人
令和元年	4,098件	3,518人
増減数	-456件	-365人
増減比	-11.1%	-10.4%

事故種別別 救急出動状況（出動割合及び搬送割合）

	合計	火災	自然災害	水難	交通	労災	運動	一般	加害	自損	急病	転院	医師搬送	資材搬送	その他
出動件数	3,642	20	0	0	225	14	13	567	58	36	2,497	175	0	0	37
出動割合	100%	0.5%	0.0%	0.0%	6.2%	0.4%	0.4%	15.6%	1.6%	1.0%	68.6%	4.8%	0.0%	0.0%	1.0%
搬送人員	3,153	1	0	0	200	14	13	517	38	27	2,164	179			
搬送割合	100%	0.0%	0.0%	0.0%	6.3%	0.4%	0.4%	16.4%	1.2%	0.9%	68.6%	5.7%			

事故種別別 出動件数及び前年比（件）

	合計	火災	自然災害	水難	交通	労災	運動	一般	加害	自損	急病	転院	医師搬送	資材搬送	その他
令和2年	3,642	20	0	0	225	14	13	567	58	36	2,497	175	0	0	37
令和元年	4,098	48	0	0	227	23	16	634	50	38	2,852	171	0	0	39
増減数	-456	-28	0	0	-2	-9	-3	-67	8	-2	-355	4	0	0	-2
増減比	-11.1%	-58.3%			-0.9%	-39.1%	-18.8%	-10.6%	16.0%	-5.3%	-12.4%	2.3%			-5.1%

事故種別別 搬送人員及び前年比（人）

	合計	火災	自然災害	水難	交通	労災	運動	一般	加害	自損	急病	その他
令和2年	3,153	1	0	0	200	14	13	517	38	27	2,164	179
令和元年	3,518	1	0	0	226	22	15	577	31	19	2,452	175
増減数	-365	0	0	0	-26	-8	-2	-60	7	8	-288	4
増減比	-10.4%	0.0%			-11.5%	-36.4%	-13.3%	-10.4%	22.6%	42.1%	-11.7%	2.3%

年齢区分別 搬送人員及び前年比（人）

	合計	新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者
令和2年	3,153	26	111	66	1,132	1,818
令和元年	3,518	28	165	103	1,253	1,969
増減数	-365	-2	-54	-37	-121	-151
増減比	-10.4%	-7.1%	-32.7%	-35.9%	-9.7%	-7.7%

傷病程度別 搬送人員及び前年比（人）

	合計	軽症	中等症	重症	死亡	その他
令和2年	3,153	1,663	1,237	231	21	1
令和元年	3,518	2,023	1,251	214	30	0
増減数	-365	-360	-14	17	-9	1
増減比	-10.4%	-17.8%	-1.1%	7.9%	-30.0%	

令和2年中 搬送医療機関

医療機関名称	令和2年	令和元年	前年比	割合
戸田中央総合病院(戸田市)	1,128	1,283	-155	35.8%
済生会川口総合病院(川口市)	401	449	-48	12.7%
蕨市立病院(蕨市)	303	382	-79	9.6%
中島病院(戸田市)	233	302	-69	7.4%
川口市立医療センター(川口市)	188	144	44	6.0%
かわぐち心臓呼吸器病院(川口市)	166	146	20	5.3%
益子病院(川口市)	164	201	-37	5.2%
公平病院(戸田市)	78	72	6	2.5%
川口市立医療センター救命救急センター(川口市)	78	56	22	2.5%
板橋中央総合病院(東京都)	61	59	2	1.9%
埼玉協同病院(川口市)	43	34	9	1.4%
秋葉病院(さいたま市)	38	67	-29	1.2%
安東病院(川口市)	38	63	-25	1.2%
帝京大学付属病院(東京都)	35	39	-4	1.1%
高島平中央総合病院(東京都)	24	30	-6	0.8%
斎藤記念病院(川口市)	12	22	-10	0.4%
三愛病院(さいたま市)	10	11	-1	0.3%
川口工業病院(川口市)	9	14	-5	0.3%
埼玉県立小児医療センター(さいたま市)	4	13	-9	0.1%
その他	140	131	9	4.4%
合 計	3,153	3,518	-365	100%

令和 3 年春季全国火災予防運動実施要綱

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語（令和 2 年度全国統一防火標語）

「 その火事を 防ぐあなたに 金メダル 」

3 実施期間

令和 3 年 3 月 1 日（月）から 3 月 7 日（日）までの 7 日間

4 本予防運動中の重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (3) 放火火災防止対策の推進
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

5 蕨市において実施する内容

- (1) 放火防止対策を広報する。
- (2) 蕨駅・消防庁舎に火災予防横断幕・懸垂幕を掲げる
- (3) 蕨駅・大型店舗等に電光掲示板や放送による広報をする
- (4) 防災無線により広報する
- (5) 消防車両・消防団車両・危険物運搬車両にマグネットシートを貼付し、消防車両・消防団車両にて適宜広報する
- (6) 広報わらびに火災予防啓発文を掲載する
- (7) ホームページにて住宅用火災警報器の普及啓発する
- (8) わらびケーブルテレビにて火災予防運動を周知する
- (9) 別紙 住宅防火「いのちを守る 7 つのポイント」を活用し広報する

6 車両広報時の新型コロナ感染防止対策について

- (1) マスク着用をお願いします。
- (2) 車内の換気を実施してください。
- (3) 乗車人員は 4 名以内をお願いします

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

— 3つの習慣・4つの対策—

3つの習慣

- **寝たばこ**は、絶対やめる。
- **ストーブ**は、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- **ガスこんろ**などのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

火災予防条例の一部改正について

1 改正理由

近年、電気自動車等の航続距離延長に伴い、大容量化した車載電池をより短時間で充電するため、急速充電設備の高出力化が進んでおります。

このようなことから、総務省消防庁より対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気設備等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 2 年総務省令第 77 号）が、令和 2 年 8 月 27 日に公布されたことに伴い、蕨市火災予防条例の一部を改正するものです。

2 概要

現行の火災予防条例（第 11 条の 2）において急速充電設備は、全出力が 20 キロワットを超えるものから 50 キロワット以下と定められていますが、その上限を 200 キロワットまで拡大し、併せて火災予防上必要な措置を定めるため、所要の規定の整備を行うものです。

3 改正内容

- (1) 対象火気設備等のうち、急速充電設備の全出力の上限を 50 キロワット（平成 24 年制定）から 200 キロワットまで拡大するもの。
- (2) 急速充電設備の全出力の上限の拡大に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目を改正するもの。
- (3) 全出力 50 キロワットを超え 200 キロワット以下の急速充電設備については、消防本部又は消防署への設置の届出を要することとするもの。

4 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

5 経過措置

現に設置され、又は設置の工事がされている基準の適用については、従前の基準を適用する。

非常招集サイレンについて

これまで蕨市消防本部（本署）、塚越分署（建替に伴い現在は未設置）、蕨市民会館、南町コミュニティーセンターの計4箇所を設置された消防本部が管理するサイレンを消防職団員の非常招集の際に使用していましたが、防災行政無線（市民生活部安全安心推進課所管）がアナログ方式からデジタル方式に変更されたことに伴い、4月より市内36箇所に設置された防災行政無線のスピーカーを使用することになりますので、お知らせいたします。詳しくは、広報蕨4月号に折り込まれるリーフレットをご覧ください。

また、これまで毎週月曜日の正午にサイレン起動試験を実施していましたが、この変更に伴い、4月からは廃止になります。

参考：サイレン吹鳴実績（令和3年3月1日現在）

令和3年	1件	1月 2日
令和2年	1件	3月24日
令和元年（平成31年）	2件	1月29日 3月30日

※いずれも火災に伴う消防職団員非常招集サイレンとなります。